

所得税確定申告と市県民税申告のお知らせ

申告期間はどちらも2月17日(月)～3月16日(月)です

■ 所得税の確定申告が必要な人

令和元年中の収入に対して、次のいずれかに該当する人は所得税の確定申告が必要です。

《給与所得がある場合》

- 給与の収入額が2千万円を超える人
- 主たる給与以外の給与と収入と、その他の所得の合計額が20万円を超える人
- 年末調整をされていない人など

《給与所得がない場合》

- 所得の合計額が、所得控除の合計額を超える人
- ※所得の合計額とは、営業・農業・不動産・譲渡などの合計額です。
- ※所得控除には、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・配偶者控除・扶養控除などがあり、その人の所得から差し引くこと(控除)ができます。
- ※なお、確定申告が不要となった人は、市県民税申告書を提出してください。市県民税申告書は税務課、各振興事務所、また、申告期間中は各申告会場にあります。



■ 市県民税申告が必要な人

令和2年1月1日現在、郡上市に住所がある人で、次に該当する人は、申告することをお忘れにならないようご注意ください。ただし、所得税の確定申告をされた人は、申告の必要はありません。

- 国民健康保険に加入されている人(令和元年中に所得が全く無かった人も含みます)
- 令和元年中の収入に対して、次のいずれかに該当する人
 - ▶ 営業・農業・不動産・譲渡などの所得があった人
 - ▶ 給与(日雇い・パートなどを含む)所得者で、次の①②いずれかに該当する人
 - ①勤務先から、市に給与支払報告書が提出されていない人(金額に関わらず全ての給与が申告の対象です)
 - ②給与所得以外に所得がある人(所得税の確定申告をされた人を除きます)

※市県民税申告書は2月の初めに郵送します。申告に必要な書類等は、事前に準備し、大切に保管しておいてください。

※次の人には、市県民税申告書は送付されません。

- ▶ 令和2年1月1日現在で19歳未満の人
- ▶ 平成31年度に市・県民税の申告をしたが、給与及び公的年金のみの人で源泉徴収票の内容に相違ない人
- ▶ 平成30年分の確定申告をされた人

※市県民税申告が必要な人は、申告書表面・裏面ともご記入の上、記名、押印をして申告してください。

※申告には、マイナンバーカードまたは通知カードが必要です。

※令和元年中とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間をいいます。

■ ふるさと納税ワンストップ特例制度

個人住民税課税市区町村に対する寄附金の控除申請を、寄附先の都道府県または市区町村が寄附者に代わって行うことを要請することで、寄附者が確定申告を行わずに寄附金の控除を受けることができる制度です。確定申告が不要な給与所得者等で5団体以下の地方公共団体に寄附を行った人が利用できます。

ただし、1月10日までに特例の申請書を寄附先の自治体に提出する必要があります。

公的年金等の収入金額が400万円以下の人で、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は不要となっておりますが、控除の追加・変更等がある場合は市県民税の申告が必要ですのでご注意ください。

〈問い合わせ先〉 総務部税務課 ☎ 67-1837

関税務署からのお知らせ

関税務署の令和元年分所得税等、個人事業者の消費税等及び贈与税の申告会場は、「アピセ・関」（関市平和通7-5-1）です。

（税務署では、申告会場は開設されませんのでご注意ください。）

開設期間：2月17日（月）～3月16日（月）＜土日祝日除く＞

開設時間：午前9時～午後5時（受付終了時間 午後4時）

※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。

申告会場では、パソコンを利用して自身で申告書を作成していただきます。

なお、作成した申告書の提出のみの人は、関税務署でも受け付けています。

◎申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

申告会場に行かなくても、自身のパソコンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、申告書を作成することができます。

作成した申告書は、印刷して郵送等により提出できます。また、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して送信することもできます。

◎スマホでの確定申告がより便利に！

令和2年1月から、2ヵ所以上の給与と所得がある人、年金収入や副業等の雑所得がある人など、スマホでの確定申告ができる人の範囲が広がります。

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの人は、作成した申告書を「e-Tax」を利用して送信することもできます。

なお、マイナンバーカードを利用して確定申告書をe-Taxで送信した場合は、本人確認書類の提示または写しの添付が不要になります。

◎消費税の軽減税率制度への対応

令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されたことに伴い、仕入れや経費に軽減税率対象品目のある人は、それらを税率ごとに区分して帳簿に記載するなどの対応が必要になります。

◎令和元年分所得税等などの申告及び納付期限

次の期限までに申告し、納付してください。納付書をお持ちでない人は、税務署、申告会場（アピセ・関）、市役所および各地域振興事務所に用意してある納付書を使用してください。また、所得税等・消費税等の納付については、安心して便利な「振替納税」をご利用ください。

所得税等 ⇒ 3月16日（月）（振替納付日：4月21日（火））

贈与税 ⇒ 3月16日（月）

消費税等 ⇒ 3月31日（火）（振替納付日：4月23日（木））

税理士による無料税務相談所開設のご案内

日程 2月17日（月）～2月28日（金）（土日祝日は除く）

時間 午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）

場所 ○アピセ・関（関市平和通7-5-1）

- 収支内訳書等の作成相談
- 消費税軽減税率制度の相談

○美濃加茂市文化会館（美濃加茂市島町2-5-27）

- 収支内訳書等の作成相談

○郡上八幡防災センター（郡上市八幡町島谷228）

- 確定申告書の作成相談
- 消費税軽減税率制度の相談

対象 前年分の所得金額（青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の所得金額）が300万円以下の人で、消費税の課税事業者である場合は平成29年分の課税売上高が3,000万円以下の人、給与所得者及び年金受給者（ただし、譲渡・山林所得がある人、贈与税の申告をする人は除きます。）。

<問い合わせ先> 関税務署 ☎0575-22-2233（自動音声案内）